

議第一号

徳島県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岸本泰治
川端正義
三木正亨
庄野昌彦
岡田理絵
竹内資浩
岡本富治
重清佳之
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

第十章 公聴会及び参考人

公聴会開催の手続

第九十六条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

意見を述べようとする者の申出)

第九十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

公述人の決定)

第九十八条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

公述人の発言)

第九十九条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

議員と公述人の質疑)

第一百条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

代理人又は文書による意見の陳述)

第一百一条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

参考人)

第一百二条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第九十九条（公述人の発言）、第一百条（議員と公述人の質疑）及び第一百一条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

別表中「第一百二十一条関係」を「第一百二十八条関係」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十三条第二項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。